

京 都 大 学 自 家 用 電 気 工 作 物 保 安 規 程 施 行 細 則 新 旧 対 照 表

改 正 前		改 正 後	
(前 略)		附 則 この細則は、令和2年4月1日から施行する。	
別表（主任技術者を置く電気工作物の区分）		別表（主任技術者を置く電気工作物の区分）	
第1区	中央団地及び北部団地の電気工作物	第一区	中央団地及び北部団地の電気工作物
第2区	南部団地の電気工作物	第二区	南部団地の電気工作物
第3区	瀬戸団地の電気工作物	第三区	削除
第4区	宇治団地の電気工作物	第四区	宇治団地の電気工作物
第5区	桂団地の電気工作物	第五区	桂団地の電気工作物
第6区	削除	第六区	削除
第7区	熊取団地の電気工作物	第七区	熊取団地の電気工作物
別図第1 別図第2 別表第一 第一区 中央団地 別表第一 第二区 南部団地 別表第一 第三区 瀬戸団地 別表第一 第四区 宇治団地 別表第一 第五区 桂団地 別表第一 第七区 熊取団地 別記様式第1～別記様式第3	} (略)	別図第1 別図第2 第一区 中央団地 第二区 南部団地 第四区 宇治団地 第五区 桂団地 第七区 熊取団地 別記様式第1～別記様式第3	(同 左) (別 添) (同 左)